

申込区分

1 家族向の申込区分

各申込区分に記載されている資格等件のすべてにあてはまることが必要です。

申込区分	番号	資 格 要 件
一般世帯	001	下記の二つの区分にあてはまらない世帯。
若年夫婦・ 子育て世帯	133	<p>①②のいずれかにあてはまることが必要です。 ①世帯構成が「夫婦」で年齢が「全員が40歳未満」 ②「18歳未満の者がいる」 ※（「夫婦」には「事実婚の方」「申込者とそのパートナーシップ関係の方」「婚約者同士、事実婚またはパートナーシップ関係となる予定の方を含みます。）</p>
結婚予定者世帯 (定期使用住宅)	136	・世帯構成が40歳未満の婚約者同士（子を含む。）であること。（事実婚またはパートナーシップ関係となる予定の方を含みます。）

2 単身者向の申込区分

次の資格等件のいずれかにあてはまることが必要です。

申込区分	番号	資 格 要 件
60 歳以上	101	60 歳以上であること。
身体障害者 1 級～4 級	023	身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障害者であること。
単身精神障害者	103	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級～3 級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）であること。
単身知的障害者	104	知的障害者で上記「単身精神障害者（103）」の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～4 度）であること。
生活保護または中国 残留邦人支援給付受 給者	026	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	027	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。（都内居住が 3 年未満でも可） ※海外からの引揚者とは、昭和 20 年（1945 年）8 月 15 日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
ハンセン病療養所 入所者等	035	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身DV被害者	105	配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまる。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設における保護が終了した日から起算して 5 年以内 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから 5 年以内